

＜京都カードネオ(DC)会員規約 新旧比較表＞

改定前	改定後																								
<p><b>第1章 一般条項</b></p> <p><b>第1条(会員)</b></p> <p>1. 会員には、本人会員と家族会員とがあります。</p> <p>2. 本人会員とは、株式会社京都銀行(以下「当行」という。)および三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」という。)が運営するDC標章を冠したクレジットカード取引システムに入会を申込み、当行および三菱UFJニコス(以下「両社」という。)がDC個人会員として入会を認めた方をいいます。</p> <p>3. 家族会員とは、本人会員が利用代金の支払いその他両社との契約に関する一切の責任を引受けることを承認した家族で、本人会員が申込み、両社が入会を認めた方をいいます。</p> <p>4. 会員と当行との契約は、両社が入会を承認したときに成立します。</p>	<p><b>第1章総則</b></p> <p><b>第1条(会員)</b></p> <p>1. 同左</p> <p>2. 同左</p> <p>3. 同左</p> <p>4. <b>会員と両社との契約は、両社が、入会申込者による申込を承諾し、両社所定の手続を完了したときに成立するものとします。</b></p>																								
<p><b>第9条(遅延損害金)</b></p> <p>会員が支払金の支払いを遅延したときは、当該支払金の元金に対し支払期日の翌日から支払日に至るまで、また期限の利益を喪失したときは、本規約に基づく未払債務の元金残高に対し期限の利益喪失の翌日から完済の日に至るまで、以下の年利割合(年365日の日割計算による。)による遅延損害金をお支払いいただきます。なお、遅延損害金の割合は、変更することがあります。</p> <p>(1) 第26条に定める2回払い、ボーナス一括払い、分割払い、ボーナス併用分割払いの場合は年率5.97%</p> <p>(2) 前号以外のショッピング払いの場合は年率14.55%</p> <p>(3) キャッシングサービスの場合は年率19.92%</p>	<p><b>第9条(遅延損害金)</b></p> <p><b>1 会員が支払金の支払を遅滞した場合(ただし、期限の利益を喪失したときを除きます。)、会員は当行に対し、約定支払日の翌日から支払済みに至るまで、当該期間中の1日につき、次に定める遅延損害金を支払うものとします。</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th align="center">金銭債務の種類</th> <th align="center">金銭債務の支払方式の別</th> <th align="center">遅延損害金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td> <td>ショッピング利用代金(付帯サービスの利用に基づく代金または手数料を含みます。以下本条において同じ。)および分割払手数料</td> <td>分割払い、ボーナス併用分割払い</td> <td>支払を遅滞したショッピング利用代金および分割払手数料の合計額×所定遅延損害金率÷365 (※)ただし、2023年3月31日以前に支払を遅滞した金銭債務の場合には、「支払を遅滞したショッピング利用代金×所定遅延損害金率÷365」とする。</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>ショッピング利用代金</td> <td>2回払い、ボーナス一括払い</td> <td>支払を遅滞したショッピング利用代金×所定遅延損害金率÷365</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>ショッピング利用代金</td> <td>1回払い、リボルビング払い</td> <td>支払を遅滞したショッピング利用代金×年14.55%÷365</td> </tr> <tr> <td>(4)</td> <td>キャッシングサービス利用代金</td> <td></td> <td>支払を遅滞したキャッシングサービス利用代金×年19.92%÷365</td> </tr> <tr> <td>(5)</td> <td>第1号から第4号までのいずれにも該当しない金銭債務(ただし、遅延損害金、第3号の場合におけるショッピング利用手数料、キャッシングサービス利息額を除きます。)であって当社が別に定めるもの</td> <td></td> <td>支払を遅滞した金額×年14.55%÷365</td> </tr> </tbody> </table>		金銭債務の種類	金銭債務の支払方式の別	遅延損害金	(1)	ショッピング利用代金(付帯サービスの利用に基づく代金または手数料を含みます。以下本条において同じ。)および分割払手数料	分割払い、ボーナス併用分割払い	支払を遅滞したショッピング利用代金および分割払手数料の合計額×所定遅延損害金率÷365 (※)ただし、2023年3月31日以前に支払を遅滞した金銭債務の場合には、「支払を遅滞したショッピング利用代金×所定遅延損害金率÷365」とする。	(2)	ショッピング利用代金	2回払い、ボーナス一括払い	支払を遅滞したショッピング利用代金×所定遅延損害金率÷365	(3)	ショッピング利用代金	1回払い、リボルビング払い	支払を遅滞したショッピング利用代金×年14.55%÷365	(4)	キャッシングサービス利用代金		支払を遅滞したキャッシングサービス利用代金×年19.92%÷365	(5)	第1号から第4号までのいずれにも該当しない金銭債務(ただし、遅延損害金、第3号の場合におけるショッピング利用手数料、キャッシングサービス利息額を除きます。)であって当社が別に定めるもの		支払を遅滞した金額×年14.55%÷365
	金銭債務の種類	金銭債務の支払方式の別	遅延損害金																						
(1)	ショッピング利用代金(付帯サービスの利用に基づく代金または手数料を含みます。以下本条において同じ。)および分割払手数料	分割払い、ボーナス併用分割払い	支払を遅滞したショッピング利用代金および分割払手数料の合計額×所定遅延損害金率÷365 (※)ただし、2023年3月31日以前に支払を遅滞した金銭債務の場合には、「支払を遅滞したショッピング利用代金×所定遅延損害金率÷365」とする。																						
(2)	ショッピング利用代金	2回払い、ボーナス一括払い	支払を遅滞したショッピング利用代金×所定遅延損害金率÷365																						
(3)	ショッピング利用代金	1回払い、リボルビング払い	支払を遅滞したショッピング利用代金×年14.55%÷365																						
(4)	キャッシングサービス利用代金		支払を遅滞したキャッシングサービス利用代金×年19.92%÷365																						
(5)	第1号から第4号までのいずれにも該当しない金銭債務(ただし、遅延損害金、第3号の場合におけるショッピング利用手数料、キャッシングサービス利息額を除きます。)であって当社が別に定めるもの		支払を遅滞した金額×年14.55%÷365																						

改定前

改定後

2 会員が期限の利益を喪失した場合、会員は当行に対し、期限の利益喪失日の翌日から支払済みに至るまで、当該期間中の1日につき、次に定める遅延損害金を支払うものとします。

	金銭債務の種類	金銭債務の支払方式の別	遅延損害金
(1)	ショッピング利用代金および分割払手数料	分割払い、ボーナス併用分割払い	期限の利益を喪失したショッピング利用代金および分割払手数料の合計額全額×所定遅延損害金率÷365 (※)ただし、2023年3月31日以前に期限の利益を喪失した金銭債務の場合には、「期限の利益を喪失したショッピング利用代金×所定遅延損害金率÷365」とします。
(2)	ショッピング利用代金	2回払い、ボーナス一括払い	期限の利益を喪失したショッピング利用代金×所定遅延損害金率÷365
(3)	ショッピング利用代金	1回払い、リボルビング払い	期限の利益を喪失したショッピング利用代金×年14.55%÷365
(4)	キャッシングサービス利用代金		期限の利益を喪失したキャッシングサービス利用代金×年19.92%÷365
(5)	第1号から第4号までのいずれにも該当しない金銭債務(ただし、遅延損害金、第3号の場合におけるショッピング利用手数料、キャッシングサービス利息を除きます。)であって当行が別に定めるもの		期限の利益を喪失した金額×年14.55%÷365

3 第1項第1、2号および第2項第1、2号に定める所定遅延損害金率とは、最初に遅滞した時点における法定利率(%)×365÷366(小数点3位以下切捨て)を指すものとし、支払を遅滞している期間中に法定利率が変動した場合であっても変更されないものとします。

第11条(カードの利用・貸与の停止、法的措置、会員資格取消し、カードの差替えなど)

第11条(カードの利用・貸与の停止、法的措置、会員資格取消し、カードの差替えなど)

1. 会員が次のいずれかの事由に該当した場合、当行または三菱UFJニコスは会員に通知することなく、カードの利用断り、カードの利用停止および自動回収、会員資格の取消、カード貸与の停止によるカードの返却請求もしくは磁気ストライプ部分の(ICカードの場合はICチップ部分も同様に)切断および破棄処分依頼、加盟店などに対する当該カードの無効通知または登録、当行または三菱UFJニコスが必要と認めた法的措置(以下「本件措置」という。)をとることができるものとします。

1. 同左

(1) 当行に届出るべき事項に関し届出を怠ったまたは虚偽の申告をしたことが判明した場合

(1) 同左

(2) 本規約に違反し、もしくは違反するおそれがある場合

(2) 同左

(3) 会員が当行または三菱UFJニコスとの間の契約(当行から発行を受けたクレジットカードに係る会員契約や加盟店契約を含みますが、これらに限られません。以下、次号において同じ。)のいずれかの条項に違反し、もしくは違反するおそれがある場合

(3) 同左

(3) の2会員が当行または三菱UFJニコスと契約した法人の代表者であるとき(過去に代表者であったときを含みます。)であって、当該法人が当行または三菱UFJニコスとの間の契約における解除条項に該当したと当行または三菱UFJニコスが判断した場合、または当該法人が当行または三菱UFJニコスとの間の契約における解除条項に該当したことにより、すでに当行または三菱UFJニコスより当行または三菱UFJニコスとの間の契約を解除されていた場合

(3) の2 同左

(4) 第13条第1項および第2項各号のいずれかの事由に該当した場合

(4) 同左

(5) いわゆるショッピング枠の現金化など換金を目的とした、商品もしくは権利の購入または役務提供の受領その他の方法による、資金の調達のためにするカードのショッピング機能の利用(以下「ショッピング利用可能枠の現金化等」という。)など、正常なカードの利用でないと当行が判断した場合

(5) 同左

改定前	改定後
<p>(6)前号に定める場合のほか、以下のいずれかに該当またはそのおそれがあると当行または三菱UFJニコスが判断した場合。</p> <p>① 当行または三菱UFJニコスが把握する会員の年収情報や、職業、年齢等の属性情報等から想定される利用金額または利用頻度を著しく超える利用金額または利用頻度でなされたカードの利用</p> <p>② カードの利用頻度、利用後の取引の状況その他の客観的事情に照らし、ポイントその他の付帯サービスに係る利益を得ることを主たる目的とするカードの利用</p> <p>③ その他カードの利用目的、利用先、購入商品(役務)の内容、カード利用代金の支払原資、利用金額、利用間隔、過去の利用内容、利用場所等に照らし、不正、不適切または不相当なカードの利用(第三者による場合も含みます。)</p>	(6) 同左
<p>(7)第1条の2第1項に基づく表明に虚偽が判明したとき、会員が暴力団員等もしくは第1条の2第1項各号のいずれかに該当したとき</p>	(7) 同左
<p>(8)会員が第1条の2第2項各号のいずれかに該当する行為をしたとき</p>	(8) 同左
<p>(9)「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき本件措置をとる必要があると当行または三菱UFJニコスが判断した場合</p>	(9) 同左
<p>&lt;新設&gt;</p>	(10) 当行が相続の開始を知ったとき。なお、会員に相続の開始があったときは、親族等から直ちに報告させ、調査に必要な便宜を提供させるものとします。
<p>(10)その他当行または三菱UFJニコスが会員として不適格と認めた場合</p>	(11)その他当行または三菱UFJニコスが会員として不適格と認めた場合
<p>2. 本件措置は、加盟店を通じて行われる他、当行または三菱UFJニコス所定の方法によるものとします。</p>	2. 同左
<p>3. 会員は会員資格を取消された場合、カードを直接当行宛もしくは加盟店を通じて直ちに当行に返却し、本規約に定める支払期限にかかわらず、直ちに当行に対する未払債務をお支払いいただきます。</p>	3. 会員は会員資格を取消された場合、カードを直接当行宛もしくは加盟店を通じて直ちに当行に返却し、本規約に定める支払期限にかかわらず、直ちに当行に対する未払債務をお支払いいただきます。ただし、第1項(10)に該当した場合は、そのカードに関して生じた一切のカード利用代金等について、会員は指定預金口座からの口座振替または自動引落しが不能となるため、以降の支払いは当行所定の方法で支払うものとします。
<p>4. 本人会員が会員資格を取消された場合は、家族会員にも同様の措置をとるものとします。</p>	4. 同左
<p>5. 当行または三菱UFJニコスは、当行または三菱UFJニコスにおける会員の氏名・会員番号・カードの有効期限等のカード情報の管理、保護等業務上必要と当行または三菱UFJニコスが判断した場合、会員番号を変更のうえカードを再発行することができるものとし、会員はあらかじめこれを承認するものとします。</p>	5. 同左
<p>6. 会員は、会員資格を取消された後も、そのカードに関して生じた一切のカード利用代金等について、本規約に基づきその支払いの責任を負うものとします。</p>	6. 会員は、会員資格を取消された後も、そのカードに関して生じた一切のカード利用代金等について、本規約に基づきその支払いの責任を負うものとします。なお、支払いに関する規定が第24条により変更された場合には、変更後の規定が適用されるものとします。
<p>7. 会員は、当行が本件措置をとったことにより、会員に損害が生じた場合にも、当行または三菱UFJニコスになんらの請求をしないものとします。また、当行または三菱UFJニコスに損害が生じたときは、会員がその責任を負うこととします。</p>	7. 同左
<p><b>第13条(期限の利益喪失)</b></p>	<p><b>第13条(期限の利益喪失)</b></p>
<p>会員は次のいずれかの事由に該当した場合は、本規約に基づく債務を含む当行との取引の一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当行に対する未払債務をお支払いいただきます。</p>	同左
<p>(1)支払期日に利用代金の支払いを1回でも遅延したとき。ただし、第26条に定める2回払い、ボーナス一括払い、分割払い、ボーナス併用分割払いの分割支払金、またはリボルビング払い、ボーナス併用リボルビング払いの弁済金については支払いを遅延し、当行から20日以上相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。</p>	(1) 同左
<p>(2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</p>	(2) 同左

改定前	改定後
<p>(3) 支払の停止、または破産、民事再生、金銭の調整に係る調停の申立があったとき。</p> <p>(4) 本人会員の預金その他当行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令通知が発送されたとき。</p> <p>(5) 当行が相続の開始を知ったとき</p> <p>(6) 住所変更の届出を怠るなど、会員の責めに帰すべき事由によって、当行において会員の所在が不明になったとき。</p> <p>(7) 当行が所有権を留保した商品の質入、譲渡、貸借その他当行の所有権を侵害する行為をした場合。</p>	<p>(3) 同左</p> <p>(4) 同左</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>(5) 住所変更の届出を怠るなど、会員の責めに帰すべき事由によって、当行において会員の所在が不明になったとき。</p> <p>(6) 当行が所有権を留保した商品の質入、譲渡、貸借その他当行の所有権を侵害する行為をした場合。</p>
<p><b>第15条(退会)</b></p> <p>1. 会員は、両社宛所定の退会届を提出するなどの方法により退会することができます。</p> <p>2. 本人会員が退会した場合、家族会員も当然に退会になるものとします。</p> <p>3. 第1項および第2項の場合、会員はカードを直ちに当行に返却していただきます。なお、この場合、第13条の「期限の利益喪失」条項などに該当するときは本規約に定める支払期限にかかわらず、当行に対する一切の未払債務をお支払いいただくことがあります。</p> <p>4. 会員は、退会した後も、そのカードに関して生じた一切のカード利用料金等について、本規約に基づきその支払いの責任を負うものとします。</p>	<p><b>第15条(退会)</b></p> <p>1. 同左</p> <p>2. 同左</p> <p>3. 同左</p> <p>4. 会員は、退会した後も、そのカードに関して生じた一切のカード利用料金等について、本規約に基づきその支払いの責任を負うものとします。なお、支払いに関する規定が第24条により変更された場合には、変更後の規定が適用されるものとします。</p>
<p><b>第3章 総則</b></p> <p><b>第24条(規約の変更)</b></p> <p>本規約の変更について、両社のいずれかから変更内容を店頭表示、書面その他の方法により通知した後または新会員規約を送付した後にカードを利用したときは、会員が変更事項または新会員規約を承認したものとみなします。</p>	<p><b>第3章 総則</b></p> <p><b>第24条(規約の変更)</b></p> <p>両社は、以下の各号のいずれかの事由に対応するとき、その他の必要があるときには、民法に定めるところに従い、あらかじめ、本規約を変更する旨、変更内容およびその効力発生時期を、当行のホームページに公表する方法その他の相当な方法によって会員に周知することにより、本規約を変更することができるものとします。</p> <p>(1) 社会情勢または経済状況の変動</p> <p>(2) 法令、自主規制機関の規則または国際ブランドのルールの変更</p> <p>(3) 両社の業務またはシステムの変更</p>
<p><b>第4章 ショッピング条項</b></p> <p><b>第26条(ショッピング利用代金の支払区分)</b></p> <p>1. ショッピング利用代金の支払区分は、1回払い、2回払い、ボーナス一括払い、分割払い(支払回数3回以上の回数指定払い)、ボーナス併用分割払い(分割払いにボーナス払いを併用した回数指定払い)、リボルビング払い、ボーナス併用リボルビング払いのうちから、会員がカード利用の際に指定するものとします。ただし、1回払い以外の支払区分については、一部の加盟店で指定できない場合があります。また日本国外における利用代金の支払区分は、原則として1回払いとします。</p> <p>2. 分割払いの場合、利用料金(現金価格)に、会員が指定した支払回数に対応した当行所定の分割手数料を加算した金額を各月の支払期日に分割(以下「分割支払金」という。)してお支払いいただきます。なお、支払総額ならびに月々の分割支払金は、当行より送付するご利用代金明細書記載の通りとします。</p>	<p><b>第4章 ショッピング条項</b></p> <p><b>第26条(ショッピング利用代金の支払区分)</b></p> <p>1. ショッピング利用代金の支払区分は、1回払い、2回払い、ボーナス一括払い、分割払い(支払回数3回以上の回数指定払い)、ボーナス併用分割払い(分割払いにボーナス払いを併用した回数指定払い)。<b>ただし、2023年4月1日以降に新たにショッピングを利用する場合、ボーナス併用分割払いを支払区分とすることはできません。2023年4月1日以降に支払区分としてボーナス併用分割払いを指定したときには、支払区分として分割払いが、支払回数として会員が指定した回数が指定されたものとみなします。</b>リボルビング払い、ボーナス併用リボルビング払いのうちから、会員がカード利用の際に指定するものとします。ただし、1回払い以外の支払区分については、一部の加盟店で指定できない場合があります。また日本国外における利用代金の支払区分は、原則として1回払いとします。</p> <p>2. 同左</p>

改定前	改定後
<p>3. 分割払いの手数料は、元利均等残債方式により、分割払利用残高に対して当行所定の料率を乗じて得られる金額とします。この場合、第1回目の分割払いの手数料は、初回締切日の翌日から翌月支払期日までの日割計算(年365日とします。)、第2回目以降は支払期日の翌日から翌月支払期日までを1か月とする月利計算を行うものとします。なお、利用日から初回締切日までの期間は、手数料計算の対象としないものとします。</p> <p>4. ボーナス併用分割払いのボーナス支払いは、最初に到来した当行所定のボーナス支払月よりお支払いいただきます。またボーナス支払月の加算対象額は、1回のカード利用に係る現金価格の50%とし、当行所定の分割払手数料を加算した金額をボーナス併用回数に応じて分割し、月々の分割支払金に加算してお支払いいただきます。</p> <p>5. リボルビング払いの場合、会員が次の各号の当行所定の方式のうちから選択した支払コースに基づく元金および手数料支払額の合計額(以下「弁済金」という。)を翌月から各支払期日にお支払いいただきます。ただし、第6条に定めるリボルビング利用可能枠を超えて利用した場合、その超過額の全額を1回払いとしてお支払いいただきます。  (1) 元金定額方式による支払コースを選択したときは、別表記載の支払コース所定の元金支払額に第7項に定める手数料を加算した支払額  (2) 残高スライド方式による支払コースを選択したときは、別表記載の締切日のご利用残高に応じた支払コース所定の支払額(当該金額には第7項に定める手数料を含むものとします。)</p> <p>6. ボーナス併用リボルビング払いの場合、会員が当行所定の方法により申し出て、当行が認めた場合、会員が指定したボーナス月に指定した支払額を加算することができます。この場合会員は、リボルビング利用残高および第7項の手数料の返済として、「ボーナス月」の支払日に指定した支払額(以下「ボーナス加算金額」という。)を月々の弁済金に加算してお支払いいただきます。なお、会員が指定できる「ボーナス月」は次の(1)から(4)までのいずれかとします。  また、「ボーナス加算金額」は、会員が1万円以上1万円単位で指定した金額とします。(1)1月および7月(2)12月および7月(3)1月および8月(4)12月および8月</p> <p>7. リボルビング払いの手数料は、毎月締切日の翌日から翌月締切日までのリボルビング利用残高に対して当行所定の割合で日割計算(年365日とします。)した金額を、翌々月の支払日にお支払いいただきます。ただし、利用日から最初に到来する締切日までの期間は、手数料計算の対象としないものとします。</p> <p>8. 当行は、金融情勢の変化など相当の事由がある場合、本条の手数料率を一般に行われる程度のものに変更できるものとします。手数料率の変更について、当行から変更内容を通知した後は、第24条の規定にかかわらずリボルビング払いの手数料はその時点におけるリボルビング利用残高の全額に対して変更後の手数料率が適用されるものとします。</p>	<p>3. 同左</p> <p>4. 同左</p> <p>5. 同左</p> <p>6. 同左</p> <p>7. 同左</p> <p>8. 同左</p>
<p><b>第5章 キャッシングサービス条項</b></p>	<p><b>第5章 キャッシングサービス条項</b></p>
<p><b>第31条(キャッシングサービスの利用方法)</b></p> <p>&lt;省略&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p>	<p><b>第31条(キャッシングサービスの利用方法)</b></p> <p>&lt;省略&gt;</p> <p><b>第31条の2(金銭消費貸借契約の成立)</b></p> <p>1. 会員が、本規約に定めるところに従いカードをキャッシングサービスを受けるために利用し、当行がこれを承諾して資金を交付したときには、これにより本人会員は、当行との間で、金銭消費貸借契約を締結したものとします。</p> <p>2. 当行は、会員がキャッシング利用可能枠の設定を受けている場合であっても、前項の承諾をなす義務および資金を交付する義務を負うものではありません。</p>
<p><b>第6章 相殺に関する条項</b></p>	<p><b>第6章 相殺に関する条項</b></p>
<p>《分割払い(含むボーナス併用分割払い)について》</p> <p>● 分割払い(含むボーナス併用分割払い)の支払回数、支払期間、手数料率(実質年率)</p> <p>以下、&lt;省略&gt;</p>	<p>《分割払い(含むボーナス併用分割払い)について》</p> <p>● 分割払い(含むボーナス併用分割払い)の支払回数、支払期間、手数料率(実質年率)</p> <p>2023年4月1日以降に新たにショッピングを利用する場合、ボーナス併用分割払いを支払区分とすることはできません。2023年4月1日以降に支払区分としてボーナス併用分割払いを指定したときには、支払方式区分として分割払いが、支払回数として会員が指定した回数が指定されたものとみなします。) </p> <p>以下、&lt;省略&gt;</p>

＜京都カードネオ(DC)保証委託約款 新旧比較表＞

改定前	改定後
<p><b>第6条(求償権の事前行使)</b></p> <p>1.私が、下記各号のいずれかに該当した場合、第4条による代位弁済前といえども求償権を行使されても異議ありません。</p> <p>(1)弁済期が到来したとき、または被保証債務の期限の利益を失ったとき。</p> <p>(2)仮差押、差押もしくは競売の申請または破産、民事再生手続開始等の申立てがあったとき。</p> <p>(3)租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押を受けたとき。</p> <p>(4)支払いを停止したとき。</p> <p>(5)手形交換所の取引停止処分があったとき。</p> <p>(6)保証会社に対する債務のうち一つでも履行を怠ったとき。</p> <p>(7)私の責めに帰すべき事由によって、保証会社に私の所在が不明となったとき。</p> <p>(8)相続の開始を知ったとき。</p> <p>(9)会員規約等および本契約に違反したとき。</p> <p>(10)第8条第1項に基づく表明に虚偽が判明したとき、私が同条第1項で定める暴力団員等もしくは同条第1項各号のいずれかに該当したとき、もしくは、私が同条第2項各号のいずれかに該当する行為をしたとき。</p> <p>(11)前各号のほかにその他債権保全のため必要と認められたとき。</p> <p>2.保証会社が、前項により求償権を行使する場合には、民法461条による抗弁権を主張しません。借入金債務または償還債務について担保がある場合にも同様とします。</p>	<p><b>第6条(求償権の事前行使)</b></p> <p>1. 同左</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p> <p>(3) 同左</p> <p>(4) 同左</p> <p>(5) 同左</p> <p>(6) 同左</p> <p>(7) 同左</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>(8)会員規約等および本契約に違反したとき。</p> <p>(9)第8条第1項に基づく表明に虚偽が判明したとき、私が同条第1項で定める暴力団員等もしくは同条第1項各号のいずれかに該当したとき、もしくは、私が同条第2項各号のいずれかに該当する行為をしたとき。</p> <p>(10)前各号のほかにその他債権保全のため必要と認められたとき。</p> <p>&lt;削除&gt;</p>
<p><b>第8条(反社会的勢力の排除)</b></p> <p>1.私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、これらの共生者、その他これらに準ずる者(以下、これらを「暴力団員等」という)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。</p> <p>(1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。</p> <p>(2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。</p> <p>(3)私もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。</p> <p>(4)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。</p> <p>(5)暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。</p> <p>2.私は、自らまたは第三者をして次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。</p>	<p><b>第8条(反社会的勢力の排除)</b></p> <p>1. 同左</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p> <p>(3) 同左</p> <p>(4) 同左</p> <p>(5) 同左</p> <p>2. 同左</p>

改定前	改定後
(1)暴力的な要求行為。	(1) 同左
(2)法的な責任を超えた不当な要求行為。	(2) 同左
(3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。	(3) 同左
(4)風説を流布し、偽計を用いまたは脅威を用いて銀行または保証会社の信用を毀損し、または銀行または保証会社の業務を妨害する行為。	(4) 同左
(5)その他前各号に準ずる行為。	(5) 同左
3.第6条第10号の規定の適用により、私に損害が生じた場合にも、保証会社になんらの請求をしないこととします。また、保証会社に損害等が生じたときは、私がある責任を負うこととします。	3.第6条第9号の規定の適用により、私に損害が生じた場合にも、保証会社になんらの請求をしないこととします。また、保証会社に損害等が生じたときは、私がある責任を負うこととします。
<以下、省略>	<以下、省略>

＜個人情報利用等に関する同意について 新旧比較表＞

改定前	改定後
I. カードを申込むにあたっての同意について	I. カードを申込むにあたっての同意について
第2条(個人情報情報機関の利用等)	第2条(個人情報情報機関の利用等)
1. 申込人は、銀行の加盟する個人情報情報機関(個人の支払能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者)および同機関と提携する個人情報情報機関に申込人の個人情報(当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、 <b>当該各機関によって登録される不渡情報</b> 、破産等の官報情報等を含む。)が登録されている場合には、銀行がそれを与信取引上の判断(返済能力または転居先の調査をいう。ただし、銀行法施行規則等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。以下同じ。)のために利用することに同意します。	1. 申込人は、銀行の加盟する個人情報情報機関(個人の支払能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者)および同機関と提携する個人情報情報機関に申込人の個人情報(当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、破産等の官報情報等を含む。)が登録されている場合には、銀行がそれを与信取引上の判断(返済能力または転居先の調査をいう。ただし、銀行法施行規則等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。以下同じ。)のために利用することに同意します。
2. 申込人は、自らの本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が、銀行の加盟する個人情報情報機関に本同意書末尾に記載の表に定める期間登録され、銀行が加盟する個人情報情報機関および当該機関と提携する個人情報情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断のために利用されることに同意します。	2. 同左
3. 申込人は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人情報情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人情報情報機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。	3. 同左
4. 銀行が加盟する個人情報情報機関の名称、住所、問合せ電話番号、ホームページアドレス等は本同意書末尾に記載のとおりです。また、本契約期間中に新たに個人情報情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面にて通知し、同意を得るものとします。	4. 同左
5. 銀行が加盟する個人情報情報機関が提携する個人情報情報機関は、本同意書末尾に記載のとおりです。	5. 同左
6. 個人情報情報機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人情報情報機関に登録されている情報の開示は各機関で行います。(銀行ではできません。)	6. 同左
III. 保証委託を申込むにあたっての同意について	III. 保証委託を申込むにあたっての同意について
第2条(個人情報情報機関への登録・利用)	第2条(個人情報情報機関への登録・利用)
1. 申込人は、保証会社の加盟する個人情報情報機関(以下、「加盟個人情報情報機関」という。)および同機関と提携する個人情報情報機関(以下、「提携個人情報情報機関」という。)に申込人の個人情報(当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、 <b>当該各機関によって登録される不渡情報</b> 、日本貸金業協会から登録を依頼された情報、破産等の官報情報等を含む。)が登録されている場合には、保証会社がそれを与信取引上の判断(返済能力または転居先の調査をいう。ただし、割賦販売法および貸金業法等により返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。以下同じ。)のために利用することに同意します。	1. 申込人は、保証会社の加盟する個人情報情報機関(以下、「加盟個人情報情報機関」という。)および同機関と提携する個人情報情報機関(以下、「提携個人情報情報機関」という。)に申込人の個人情報(当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、日本貸金業協会から登録を依頼された情報、破産等の官報情報等を含む。)が登録されている場合には、保証会社がそれを与信取引上の判断(返済能力または転居先の調査をいう。ただし、割賦販売法および貸金業法等により返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。以下同じ。)のために利用することに同意します。
2. 申込人は、自らの本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が、保証会社の加盟個人情報情報機関に本同意書末尾に記載の表に定める期間登録され、保証会社の加盟個人情報情報機関および提携個人情報情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断のために利用されることに同意します。	2. 同左
3. 申込人は、本同意書末尾に記載の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人情報情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人情報情報機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。	3. 同左
4. 加盟個人情報情報機関および提携個人情報情報機関の名称、住所、問合せ電話番号、ホームページアドレス等は本同意書末尾に記載のとおりです。また、契約期間中に新たに個人情報情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面にて通知し、同意を得るものとします。	4. 同左
5. 提携個人情報情報機関は本同意書末尾に記載のとおりです。	5. 同左

改定前	改定後
6. 個人信用情報機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されており、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は各機関で行います。(保証会社ではできません。)	6. 同左
<p><b>【加盟個人信用情報機関および登録情報・登録期間】</b></p> <p>○全国銀行個人信用情報センター 〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 03-3214-5020 <a href="https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/">https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/</a> 主に金融機関とその関係会社等を会員とする個人信用情報機関です。</p> <p>○株式会社シー・アイ・シー(CIC)(割賦販売法に基づく指定信用情報機関) 〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階 0120-810-414 <a href="https://www.cic.co.jp/">https://www.cic.co.jp/</a></p> <p>○株式会社日本信用情報機構(JICC)(貸金業法に基づく指定信用情報機関) 〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目10番14号 住友不動産上野ビル5号館 0570-055-955 <a href="https://www.jicc.co.jp/">https://www.jicc.co.jp/</a></p> <p>※ 各個人信用情報機関の加盟資格、加盟会員企業名、登録される情報項目等の詳細は各機関のホームページをご覧ください。</p>	<p><b>【加盟個人信用情報機関および登録情報・登録期間】</b></p> <p>同左</p>
<p><b>&lt;表&gt;</b></p> <p>○全国銀行個人信用情報センター…銀行が加盟しています。 ①～③ &lt;省略&gt;</p> <p>④不渡情報</p> <p>第1回目不渡は不渡発生日から6か月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間</p> <p>⑤ 官報情報破</p> <p>破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間</p> <p>⑥ 登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨</p> <p>⑦ 本人確認資料の紛失、盗難等の本人申告情報</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<p><b>&lt;表&gt;</b></p> <p>○全国銀行個人信用情報センター…銀行が加盟しています。 ①～③ 同左</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>④ 官報情報破</p> <p>破産手続開始決定等を受けた日から7年を超えない期間</p> <p>⑤登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨</p> <p>⑥本人確認資料の紛失、盗難等の本人申告情報</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>